

平成30年7月豪雨により 被災された中小企業の皆様へ

第7版 (2/18)

中小企業庁
からの
ご案内

被災された中小企業・小規模事業者の皆様に対して、
事業継続、再開に向けた各種支援策を講じます。



持続化補助金による小規模事業者の事業再建

被災した小規模事業者が商工会・商工会議所と一体で取り組む事業再建を支援します

制度概要

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、
販路開拓などの事業再建に取り組む費用を支援します。

<追加公募分>

公募開始時期：平成30年12月26日(水)～

1次受付締切：平成31年1月31日(木) [受付終了]

2次受付締切：平成31年4月10日(水)

条件等

● **補助率**：2 / 3 (福岡県の場合、別途県より1/12の補助あり：計3 / 4)

● **上限額**：100万円 (福岡県の場合、別途県より上限12.5万円の補助あり：計上限112.5万円)

● **対象費目**：
機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費

対象者

・平成30年7月豪雨により
被災した小規模事業者

※商工会・商工会議所の支援を受けて事業再建に取り組む者

※交付決定前に行った事業についても補助対象とすることが可能です。



災害復旧貸付等により資金繰りを支援

被害を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援します

制度概要

条件等

- ①日本政策金融公庫が、今次災害で直接被害を受けた事業者に対して、最大1億円まで基準金利から0.9%引下げて融資を行います。また、間接被害や風評等による被害を受けた事業者に対する融資も行います。
- ②信用保証協会が、今次災害で直接・間接・風評被害を受けた事業者に対して、一般保証(80%、2.8億円)とは別枠(100%、2.8億円)での信用保証を行います(岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県の一部市町)。また、災害救助法適用地域の直接被害者には、更に別枠(100%、2.8億円)で保証します。
- ③中小企業再生支援協議会が、既往債務の返済繰り延べや債務免除などの抜本的な金融支援を必要とする事業者に対し、事業再生計画の策定や債権者間調整などの支援を行います。



商店街災害復旧等事業により被災商店街を支援

被害を受けた商店街の機能（商機能、コミュニティ機能）の早期回復を支援します

制度概要

公募開始時期(にぎわい創出)：8月31日(金) [受付終了]

- 災害により被害を受けた商店街等が行う、にぎわい創出に取り組む費用を支援します。

対象者

●平成30年7月豪雨により
被害を受けた商店街組織

※対象地域は災害救助法の適用地域

条件等

- 補助率：にぎわい創出：定額（上限:100万円）
- 対象費目：にぎわい創出：にぎわい回復のための事業費用



ものづくり補助金により設備投資を支援

二次公募における優先採択や、既採択者への柔軟な対応を行います

制度概要

公募期間：8/3(金)～9/10(月) ※ ※平成30年9月18日まで延長[受付終了]

- 革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。また、一次公募に採択された被災事業者への柔軟な対応を実施します。

対象者

●中小企業者等

※3～5年で「付加価値額」年率
3%及び「経常利益」1%の向上
を達成できる計画が必要

条件等

- 補助率：2/3または1/2
- 上限額：1000万円（小規模型：500万円）
- 対象費目：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費



ミラサポ専門家派遣により経営課題を解決

相談窓口で電話1本で専門家を派遣します。

制度概要

- 収益性の改善が図れず、売上回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイスを行うなど多様な経営課題に対応します。よろず支援拠点や地域プラットフォームにご来訪もしくはお電話いただければ、経営や資金繰り、税務、会計、雇用、ITなどの専門家を派遣します。

対象者・条件等

- 平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者
- 専門家の派遣は3回(事業承継に係る課題の場合は5回)まで無料です。

詳細は、「被災中小企業者等支援策ガイドブック」をご覧ください →
(各府県版)



中小企業庁
H P



中小企業庁平成30年7月豪雨 |

検索

